

総会開催結果

作成日：令和元年8月28日

1	総会名	令和元年8月 大槌町農業委員会定例総会			
2	開催日時	令和元年8月27日（火） 午前10時00分			
3	開催場所	大槌町役場3階 中会議室			
4	出席者の 状況 ○：出席 ×：欠席	農 業 委 員			
		議席番号	役 職	氏 名	出欠
		8	会長	佐々木 重吾	○
		7	会長職務代理者	阿部 義正	○
		1		三浦 英俊	○
		2		阿部 成子	○
		3		北田 和紀	○
		5		藤原 長英	×
		6		兼澤 修悟	○
		農地利用最適化推進委員			
			担当地域	氏 名	出欠
		金沢		三浦 幸保	○
				阿部 美智子	○
		小鎚		藤原 市之助	○
				川崎 郷泉	○
		上京・町方・吉里吉里・浪板		佐々木 和之	×
	三浦 茂男		○		
※農業委員会事務局		事務局長 岡本 克美	主幹 祝田 茂		
5	議 事			付議	承認
	報 告	・ 令和元年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会			
		・ 令和元年度第2回上閉伊地方農業委員会連絡会			
		・			
	議 案	・ 農地法第3条の規定による許可申請について		1	1
・ 農地法第5条の規定による許可申請について		1	1		
・ 農地法適用外証明願について		2	2		
6	その他	・ 連絡事項等（次回の現地調査、総会の日程、研修について）			
		・			

総 会 議 事 録

議 長	<p>【開会 午前10時00分】 定刻となりました。只今より令和元年8月大槌町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>少し心配していた台風10号も少しそれて、田んぼの状況とかも良い感じなので今年は出来が期待できるのかなと思っています。今日は総会が終わった後にアンケートについての会議をしたいと思います。</p> <p>これから農業委員会の本題の作業がやっと始まりますので皆さんよろしくお願い致します。</p> <p>本日の農業委員の出席状況を報告いたします。委員の定数7名のうち<6>名の出席で過半数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>(本日、5番 藤原長英委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。併せて、推進委員からは、佐々木和之委員が欠席です。)</p> <p>【日程第1「会期の決定」】 日程第1 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。令和元年8月総会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は、本日1日間と決定いたしました。</p> <p>【日程第2「議事録署名委員の指名」】 日程第2 議事録署名委員の指名を行います。私から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>ご異議ございませんので、6番 兼澤修悟委員と7番 阿部義正会長職務代理者を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>【日程第3「諸般の報告」】 日程第3 諸般の報告を行います。では、事務局、お願いいたします。</p>
事務局長	<p>1 令和元年度第1回上閉伊地方農業委員会連絡会 日 時 令和元年 8月2日(金) 場 所 釜石教育センター2階 教育委員会室 出席者 佐々木重吾会長、阿部義正会長職務代理者</p> <p>2 令和元年度第2回上閉伊地方農業委員会連絡会 日 時 令和元年 8月21日(水) 場 所 釜石教育センター5階 岩大教室 出席者 佐々木重吾会長</p>

議 長	<p>【日程第4「議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について」】 続きまして 日程第4議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請」について番号2を上程します。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>※<資料1>2019.8.27議案 を朗読</p>
議 長	<p>只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。</p>
三浦英俊委員	<p>■■■■さんは■■■■さんの実子であり、生前贈与ということで田んぼをそのまま農地として譲り受けた後、耕作するという事なので、問題ないと思われま</p>
議 長	<p>農地法第3条の規定に基づく許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p><資料2>の「議案第14号2 農地法第3条調査書」をご覧ください。 農地法第3条の許可申請の場合には、この調査書の内容を確認の上、許可または不許可の判断をすることとなっております。</p> <p>(以下、調査書を朗読、説明)</p> <p>以上のとおり、問題はないという判断になります。</p>
議 長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、「許可」として申請者へ交付します。</p> <p>【日程第5「議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について」】 続きまして、日程第5 議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請」についてですが、 大槌町農業委員会会則 第17条「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない。」により、私、佐々木重吾が退出いたします。 このことにより、阿部義正会長職務代理者に議長をお願いいたします。</p> <p>(阿部義正会長職務代理者、議長席へ)</p>
阿部義正会長職務代理者	<p>佐々木重吾会長に代わりまして、議長代理を務めさせていただきます。よろしく お願いします。</p> <p>それでは、番号1を上程します。</p>

	事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	※<資料1>2019.8.27 議案 を朗読
阿部義正会長職務 代理者	只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、三浦英俊委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。
三浦英俊委員	<p>当地は震災後、仮設商店街となっていて、現在は皆さん新しい施設に移られて空き家となっております。</p> <p>本来ならばこれ（＝仮設店舗）を解体して更地に戻すというのが原則ではありませんが、 さんから、地区の農産物加工施設として利用したいとの希望がありました。</p> <p>その建物をただ取り壊すのは勿体ないと思われまして、地域の農産物加工、あるいは加工に関する交流施設として利用できるものとして、私は大変結構なことと思うとともに問題ないと思います。以上です。</p>
阿部義正会長職務 代理者	農地法第5条の規定に基づく許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局長	<p><資料3>の「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見書・調査書」をご覧ください。</p> <p>（以下、抜粋説明）</p> <p>3 転用事項 (1)の用途ですが、1 の農業用施設用地に該当します。</p> <p>4 許可基準からみた意見と理由 (1)の転用目的については、町の農業振興地域整備計画の農用地利用計画において指定された用途に供するためであります。</p> <p>(2)の農地の種類 は、農用地区域内の農業用施設用地 に該当します。これは、市町村が定める農業振興計画において、農業用施設用地に位置付けられています。</p> <p>(3)の目的実現の確実性については、町が主体となって施設の整備を行い、また、町と所有者の間で使用貸借契約書も交わしていることから転用は確実と判断されます。以下、ご覧のとおりとなっております。</p>
阿部義正会長職務 代理者	それでは、質疑に入ります。只今の事務局説明について、発言のある方は、挙手願います。
兼澤修悟委員	今ある仮設店舗をそのまま使うのですか？それとも、何か新しく……。たぶん震災後から建っているから7～8年経過しているわけですよね。それで使うとなれば、たぶんボロボロなのでは？
事務局長	大丈夫です。まったく問題ないです。
三浦英俊委員	基礎も鉄骨でちゃんとなっていますし、多少のメンテナンスはかけてありますけれども、これも使うとなればずっと再利用ができる状態のものです。
事務局長	普通のプレハブとは違い、復興で整備された仮設店舗については、20～30年程度の活用が可能な構造のものです。
阿部義正会長職務 代理者	農産物加工施設として利用するとのことですが、具体的には何を加工するのでしょうか？
三浦英俊委員	そばの加工のほか、味噌づくり・野菜の漬物加工などに利用していきたいとのこ

	とです。
三浦茂雄推進委員	<p>おそらく地域でそれぞれ話すと賛同する人たちとそうでない人たちがあると思うが、自分は、活性化につながるものとなればいいと思う。</p> <p>特に、■■■■は加工関係をやっていたからそのための施設は立派だし、良いと思う。こういったものを新たに造るとなれば、何千万という世界だからね。</p> <p>地域で大いに利用していけるものになればいいなと思っています。これが課題だね。</p>
北田和紀委員.	この施設で加工したものの販路の計画はあるのですか？
事務局長	<p>施設をまだ造っていないので、これから新しく販路も一緒に考えていく。</p> <p>(加工品は) 何を作るのか、それにあたりどんな機械が必要か、など構想段階であるのですが、まずは、土地や建物に関する問題を一旦クリアにしてから進めていき、作るものと併せて販路開拓も考えていきたいと思っています。</p>
阿部美智子推進委員	(加工施設の) 建物は保健所の検査をパスしないといけないから、まずは、そこからね・・・
三浦英俊委員	例えば、最初のうちは部落の人たちで営利目的で加工品を作るということではなく、みんなで加工をしてみましよう、という集まることが目的の場所にもなるね・・・。
阿部美智子推進委員	<p>加工する場所がないから、みんなどうしてもそこで止まっちゃうんだよね。加工をやりたくても保健所の許可の下りた設備がないとできないので、みんな設備のためのお金がかかりすぎる、ということで躊躇するんだよね。</p> <p>加工場という施設さえあれば、時間帯で賃貸しだってできるんだよね。</p>
藤原市之助推進委員	うちの方でも産直農地をやっているんだけど、借りている農地だと期限があるものだから、この先ちょっと無理ですよと言われれば、そこまでで終わってしまうから、自分の土地ならば、ずっと使えるからね。
阿部義正会長職務代理者	<p>具体的な内容はこれからではありますが、今後の地域活性化に繋がる施設となつてほしいなと思っています。</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、「許可相当」といたします。</p>
事務局長	今回は、仮設店舗の一時転用期間が3月末で終了しておりますので、追認案件として来月開催されます岩手県農業会議の常設審議委員会に議案として提出し、その意見書を添付しての沿岸広域振興局への進達となります。
阿部義正会長職務代理者	それでは、佐々木重吾会長にお戻りいただきます。
議 長	(佐々木重吾会長、入室)

	<p>【日程第6「議案第16号 農地法の適用外証明願いについて」】</p> <p>阿部義正会長職務代理人、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第16号「農地法の適用外証明願い」について番号9を上程します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	※<資料1>2019.8.27 議案 を朗読
議長	只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、北田和紀委員、三浦茂男推進委員から所見を伺います。
北田和紀委員	ここは震災で宅地化が進んだ地域になりますが、もともとは田んぼでした。立会者の■■■さんの向かいの土地なのですが、現況は様々な工事の関係で石のがれきのようなものだとか、雑草や杉、松などが生えており雑種地化しています。この土地は■■■さんが所有者の■■■さんから購入することとなっています。現況からみれば農地として利用するのは難しいので、「雑種地」とするのが妥当かな、と思います。
議長	農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局長	農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「その他農地または採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地または採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われまます。
議長	<p>それでは、質疑に入ります。只今の地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり「相当」として「農地法の適用外証明に係る現地確認書」の(写し)を沿岸広域振興局へ送付いたします。</p> <p>続きまして、番号10を上程します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局長	※<資料1>2019.8.27 議案 を朗読
議長	只今の事務局の説明に関連して、これの立会に当たられました、藤原市之助推進委員、川崎郷泉推進委員から所見を伺います。
藤原市之助推進委員	<p>はい。報告します。</p> <p>この■■■さんは、私の同級生であり72歳です。ご主人は■■■にいたったので、申請者のご両親が亡くなってからも、ひとりで草刈りをして手入れをしていたが、震災後は、■■■からわざわざ来て手入れをするような状態のものでも</p>

	ないと思うし、農地としても利用は無理なことから、申請しても問題ないと思われます。
議長	農地法の適用外証明願いに基づく証明の検討事項について、事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局長	農地法の適用外証明の範囲に掲げる、「法令により転用制限の例外とされており、農地統制の適用を受けないで、農地又は採草放牧地以外のものになっている土地」に該当すると判断されますので、証明をしても問題ないと思われます。
議長	それでは、質疑に入ります。只今の地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。
阿部義正会長職務代理者	今後このような事案が増えてくることと思いますが、こういった土地の利用価値はどうなっていくのでしょうか。
事務局長	今後は、 を解体するための仮事務所を置くということですが、それもただ一時的なもので解体が終わってしまえば、再び使えない土地に戻ってしまいます。なので、職務代理者がおっしゃるように、これから仮設が撤去された後の農地の次の使い方については、町としても大きく考えていかななくてはならない時期に来ているのかなと思います。ただ、面積によってどのような利用の仕方が向いているのか、その土地の特性や地域性を踏まえたうえで検討していかななくてはならないと思います。
議長	<p>よろしいですか。それでは、採決いたします。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>（全員賛成）</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり「相当」として「農地法の適用外証明に係る現地確認書」の（写し）を沿岸広域振興局へ送付いたします。</p> <p>本日の議案は以上です。</p> <p>以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>また、これをもって、本日の会議を閉じ、農業委員会8月総会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p>【閉会 午前10時35分】</p>